

## **※令和7年発生災害に関する壱岐市発注の激甚災害復旧工事に伴う現場代理人兼務の特例措置について**

○壱岐市が発注する**激甚災害(※)**復旧工事において、以下の①～③の要件を満たすことが可能であり、請負金額の合計が4,500万円を超えない場合及び以下の①から③に該当する場合に限り、1人3箇所まで現場代理人の兼務を可能とします。

但し、以下の場合に限ります。

- ①各現場において、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等を計画的に行うことが可能であること。
- ②発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- ③発注者との連絡体制を確保した上で、求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

### **【その他留意事項】**

○今回の**激甚災害(※)**復旧工事以外の工事で現場代理人となっている者の兼務はできません。

○営業所技術者(特定営業所技術者)については、130万円未満の工事1件のみ現場代理人となることを認めます。(通常どおり)

○主任技術者については、4,500万円未満の工事については、1人3箇所まで、かつ、その請負金額の合計が4,500万円を超えない場合について他の工事現場の主任技術者を兼務することが可能です。(通常どおり)

○この特例緩和措置の適用については、毎年災害の規模・件数を勘案して決定することとしますので、毎年兼務が可能となることにはなりませんのでご注意ください。

※なお、現場代理人の兼務をする場合は、別途様式にて申請することとし、上記①～③を満たしていないと市が認めた場合や、虚偽等があった場合には、今後、該当する業者の兼務を認めないとともに、安全管理等に起因する事故等があった場合は指名停止措置等を行うことがありますのでご注意ください。

### **※激甚災害**

「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」(内閣府 11月11日閣議決定、11月14日公布・施行)

# 現場代理人兼務届

令和 年 月 日

竜崎市長

様

受注者 住 所  
名 称

下記のとおり現場代理人が工事を兼務しますので、届け出ます。

## 1 現場代理人

|      |  |
|------|--|
| 氏 名  |  |
| 生年月日 |  |

## 2 兼務する工事

### 工事 1

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 工事番号  |                 |
| 工 事 名 |                 |
| 工事場所  |                 |
| 工事期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請負金額  | 円               |

### 工事 2

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 工事番号  |                 |
| 工 事 名 |                 |
| 工事場所  |                 |
| 工事期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請負金額  | 円               |

### 工事 3

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 工事番号  |                 |
| 工 事 名 |                 |
| 工事場所  |                 |
| 工事期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請負金額  | 円               |

※本届により兼任できる工事は、令和7年発生災害の竜崎市発注の激甚災害復旧工事と認められたものだけです。